

国民健康保険のお知らせ

国保年金課 ☎443-2065、2064、2066

問各行政サービスセンター 地域福祉課

大沢野☎467-5811 大山☎483-1214

八尾☎455-2461 婦中☎465-2114

保険料について

令和4年度国民健康保険料の納入通知書を7月21日(木)に送付します。1回目(第1期)の納期限は8月5日(金)です。

保険料は年8回払いです。便利な口座振替をご利用ください。また、スマートフォン決済アプリでも納付できます。

詳細は、市ホームページ(「スマートフォン決済」で検索)をご覧ください。

特別徴収(年金天引き)の方は、年金支給日ごとの年6回払いとなります。

令和4年度保険料の計算

国民健康保険料は、「医療分保険料」「後期高齢者支援金分保険料」「介護分保険料(40~64歳が対象)」で構成されています。各保険料は、所得割額、均等割額、平等割額の合計金額によって決まります。

令和4年度の保険料率および賦課限度額は次のとおりです。

所得割額	医療分保険料	後期高齢者支援金分保険料	介護分保険料(40歳~64歳)	= 国民健康保険料(年額)
	所得割基礎額 ^(※) ×6.4%	所得割基礎額 ^(※) ×2.3%	所得割基礎額 ^(※) ×2.3%	
均等割額	25,000円×加入者数	8,200円×加入者数	9,500円×該当者数	=
平等割額 (1世帯あたり)	17,500円	7,000円	6,500円	
賦課限度額 (1世帯あたり)	65万円	20万円	17万円	

※「所得割基礎額」とは、前年1年間の所得を加入者ごとに「総所得金額等 - 基礎控除額(43万円)」で計算し、世帯の加入者全員分を合計した額です。

未就学児の均等割額軽減措置

令和4年度から、子育て世帯の経済的負担を軽減するため、「未就学児の均等割保険料軽減措置」が導入されました。これによって未就学児の加入者については、国民健康保険料のうち均等割額が5割軽減されます。

また、1年間の所得が基準額以下の世帯については、これまで通り均等割額と平等割額が所得に応じて7・5・2割のいずれか軽減され、未就学児の場合はさらに均等割額を5割軽減します。

保険料は納期限までに必ず納めましょう

保険料を納期限までに納めないと、延滞金が発生する場合があります。また、特別な事情もなく保険料の滞納を続けている世帯は、医療費が全額自己負担になる場合があります。

災害など特別な事情が生じて納付が困難になった場合は、分納・減免などの制度もありますので、早めに相談してください。

また、新型コロナウイルス感染症により、事業収入などの減少が見込まれる世帯や、減収となり保険料の納付などが困難な世帯、主たる生計維持者が重篤な傷病などを負った世帯については、保険料の納付猶予や減免制度がありますので、相談してください。

8月1日以降の新しい被保険者証の発送について

現在お使いの国民健康保険被保険者証の有効期限は、令和4年7月31日です。7月中旬から順次、8月1日以降の新しい被保険者証（オレンジ色）を送付します。現在お使いの被保険者証（ライトブルー）は、8月1日以降使えなくなります。

有効期限を過ぎた被保険者証や限度額適用認定証などの各種認定証については、ご自身で破棄してください。破棄する際は、細かく裁断するなど適切に処理してください。

世帯ごとにまとめて世帯主宛てに、「特定記録」郵便で送付します

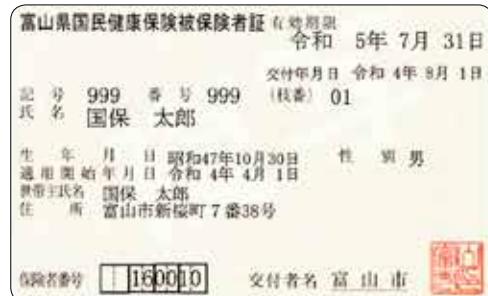
特定記録郵便は、配達員からの手渡しではなく、郵便受けに配達されます。

7月31日を過ぎても届かない場合は、保険年金課（市役所1階）または各行政サービスセンター地域福祉課へ問い合わせてください。

新しい被保険者証

- 8月1日以降の新しい被保険者証の色はオレンジ色です。
(現在お使いの被保険者証はライトブルー)
- 被保険者証は1人1枚のカード（縦5.4cm×横8.6cm）です。
- 被保険者証裏面に「臓器提供の意思表示欄」があります。
- 届いた被保険者証は台紙からはがし、紛失に注意して利用してください。
- 被保険者証は後期高齢者医療制度や退職者医療制度などの関係で、有効期限が個人ごとに異なる場合があります。

【表面】有効期限や氏名を確認してください。



加入・資格喪失手続きをお忘れなく

富山市に住民票があり、ほかの健康保険に加入していない方は、必ず国民健康保険の加入手続きをしてください。届け出が遅れると、加入資格を得た時点までさかのぼって保険料を納めていただく場合や、その間の医療費が一時に全額自己負担になる場合があります。

会社などの健康保険に加入しているにもかかわらず、国民健康保険の被保険者証が届いている方は、両方の健康保険被保険者証を持参し、国民健康保険の資格喪失手続きをしてください。

また、修学のため住所を変更する場合も手続きが必要です。

【裏面】

注意事項 保険医療機関等において診療を受けようとするときは、必ずこの証をその窓口で渡してください。

備考

※ 以下の欄に記入することにより、臓器提供に関する意思を表示することができます。記入する場合は、1から3までひらがなかの番号を○で囲んでください。

1. 私は、脳死及び心臓が停止した状態のい「げで」、移植のために臓器を提供します。
2. 私は、心臓が停止した状態で眠り、夢の為に臓器を提供します。
3. 私は、臓器を提供しません。
(1又は2を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけてください。)
【特記欄】
署名年月日： 年 月 日
本人署名(自筆)： 家族署名(自筆)：

各種認定証の更新について

7月11日(月)から各種認定証の更新の受け付けを開始します。更新が必要な方は、現在お持ちの認定証と被保険者証を持参の上、保険年金課または各行政サービスセンター地域福祉課で申請してください。

※保険料に未納がある場合や所得の申告をしていない場合は、更新できないことがあります。

更新の対象となる認定証

●限度額適用認定証

医療費の支払いが自己負担限度額までとなります（70歳未満の方、70歳以上で課税所得が145万円以上690万円未満の方）。

●限度額適用・標準負担額減額認定証

医療費の支払いが自己負担限度額までとなり、入院時の食事代が減額されます（市・県民税非課税世帯の方）。

●標準負担額減額認定証

入院時の食事代が減額されます（70歳未満の市・県民税非課税世帯の方）。

マイナンバーカードが健康保険証として利用できます

マイナンバーカードで、医療機関や薬局などを受診できるようになりました。利用には申し込みが必要です。

利用の申し込みは、スマートフォンやパソコンから簡単に行うことができます。自身での申し込みが困難な方は、保険年金課（市役所1階）または各行政サービスセンター地域福祉課で、手続きを支援します。

スマートフォンからの申し込みはこちら

「マイナポータルAP」アプリをダウンロードし、申し込んでください。



Android
(Google Play)



iPhone
(App Store)

「マイナポイント」7,500円分が付与されます

マイナンバーカードを健康保険証として利用登録された方には、民間キャッシュレス決済サービスで使えるマイナポイントが付与されます。

まだマイナンバーカードを取得していない方も、9月末までにマイナンバーカードの申請をすることで対象となります。

※詳細は、マイナポイント事業特設サイト（<https://mynumbercard.point.soumu.go.jp/>）をご覧ください。



どんないいことがあるの？

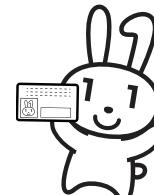
本人が同意をすれば、初めて利用する医療機関などでも、特定健診や、過去に使用した薬剤の情報を医師などと共有できます。



限度額適用認定証がなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払いが免除されます。

マイナポータル^(※1)で、自身の特定健診情報や薬剤情報、医療費通知情報が閲覧できます。

マイナポータルで医療費通知情報を管理し、e-Taxに連携することで、確定申告の医療費控除がより簡単になります。



（※1）マイナンバーカードをお持ちの方が、行政の手続きやお知らせの確認などを行うことができるウェブサイトです。
（※2）医療保険者が変わるのは、これまでどおり異動届などの手続きが必要です。

どこで利用できるの？

以下のステッカー・ポスターのある医療機関や薬局などで利用できます。



ステッカー



ポスター

厚生労働省のホームページでも、利用できる医療機関・薬局を確認できます。



- マイナンバーカードの有無にかかわらず、現在お持ちの健康保険証は引き続き利用できます。
- 国民健康保険や後期高齢者医療保険の被保険者証は、これまでどおり毎年交付します。

詳細は、「マイナポータル」（https://myna.go.jp/html/hokenshoriyou_top.html）をご覧になるか、問い合わせてください。

マイナンバーカード 健康保険証

検索

新型コロナワクチン4回目接種のお知らせ

重症化予防を目的として、対象者を重症化リスクが高い方に限定して実施します。接種は無料です。

対象者

※4回目接種を受けることができる方は、次の方に限られます。

3回目接種から5カ月経過した方のうち、次の①②のいずれかに該当する方

①60歳以上の方

②18歳以上で基礎疾患有する方、その他重症化リスクが高いと医師が認める方

接種券発送スケジュール

本市では、基礎疾患有する方など、必要な方が速やかに接種できるよう、3回目接種から5カ月経過する18歳以上の方全員に送付します。接種券が届いたら、自分が対象者になるか、必ず確認してください。

今後、国の方針により、対象者が拡大する可能性があるので、接種券は大切に保管してください。

3回目接種完了日	接種券発送日
2月21日～28日	7月13日(水)
3月1日～10日	7月25日(月)
3月11日～20日	8月3日(水)
3月21日～31日	8月17日(水)

問い合わせ

新型コロナワクチン接種実施本部

予約・相談センター(相談ダイヤル) ☎411-9064

受付時間／平日 9:00～18:00、(土)(祝) 9:00～17:00

※番号を確認の上、間違いのないよう注意してください。

・富山市新型コロナワクチン接種特設サイト

<https://city.toyama-vaccination.jp/>

・Twitterアカウント マチコ@富山市保健所
@machiko_toyama



特定健康診査・後期高齢者の健康診査の休日健診を実施します

國保険年金課 ☎443-2271、2063

自分の健康状態を確認するため、積極的に受診して、健康づくりに取り組みましょう。

平日に医療機関へ行く時間がない方は、ぜひこの機会に受診しましょう。

日時 8月6日(土)8:00～11:00

場所 富山市医師会
健康管理センター(経堂四丁目)

定員 50人(申込順)

費用 無料

対象者 富山市の国民健康保険に加入している40歳以上の方、または市内在住で後期高齢者医療制度に加入している方
※対象者には5月に受診券を送付しています。

受診時に必要なもの 国民健康保険被保険者証または後期高齢者医療被保険者証、特定健康診査または後期高齢者の健康診査の受診券

申込方法 7月22日(金)までに、電話で、富山市医師会健康管理センター(☎422-4811)へ。
※申込受付時間は、平日 9:00～16:00、(土) 9:00～12:00。

※次回の休日健診は9月3日(土)に呉羽会館(呉羽町)、鵜坂公民館(婦中町上田島)で実施予定です。

※医療機関での個別健診も実施しています。

詳細は、市ホームページをご覧ください。 ホームページ▶



自主避難用駐車場をご存じですか？

國防災危機管理課 ☎443-2120

自主避難とは、避難指示などの避難情報を市が発令する前に自主的に避難することです。自主避難用駐車場は、車を使用した自主避難を希望される方のために、浸水が想定されていない地区にある駐車場を開設するものです。大型台風や長時間降り続ける雨で洪水が懸念される場合など、気象や河川の状況に応じて開設します。

【開設場所】

- ①市民球場駐車場(下飯野) 約500台
- ②市民芸術創造センター駐車場(呉羽町) 約300台
- ③大沢野総合運動公園駐車場(八木山) 約300台

▶開設状況は、市ホームページのトップページや、富山市の防災情報ツイッター、フェイスブックページ「富山市防災」で周知しますので、事前に必ず確認してください。

※自主避難用駐車場は、必ず開設されるものではありません。

※避難する際は、非常持ち出し品のほか、マスクなども携行しましょう。

国民年金のお知らせ

- 国民年金保険料の納付が困難な方へ -

国保年金課 ☎443-2067
各行政サービスセンター地域福祉課
大沢野☎467-5811 大山☎483-1214
八尾☎455-2461 婦中☎465-2114

1 保険料免除および納付猶予制度について

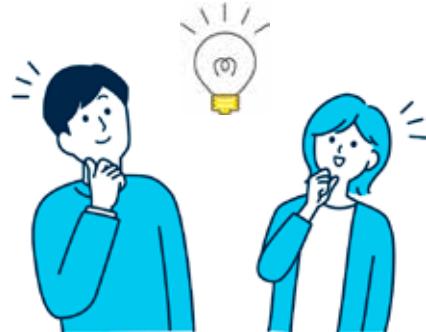
保険料免除制度とは？

本人、配偶者および世帯主のそれぞれの前年の所得（1月から6月までの保険料については前々年の所得）が基準額以下の方は、申請して承認されると保険料の全額または一部（4分の3、半額、4分の1）が免除されます。

※一部免除が承認された場合、減額となった保険料を納付しないと、未納期間となります。

納付猶予制度とは？

50歳未満の方で、本人および配偶者の前年の所得（1月から6月までの保険料については前々年の所得）が基準額以下の方は、申請して承認されると保険料を後払いできます。



退職（失業など）や新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、保険料の納付が困難な場合に、特例による免除・納付猶予制度があります。詳細は、日本年金機構ホームページ(<https://www.nenkin.go.jp/>)を確認するか、問い合わせてください。

免除・猶予申請したいときは…

対象	経済的な理由などで保険料の免除・猶予を希望される方
申請	保険年金課（市役所1階）
場所	各行政サービスセンター地域福祉課
必要なもの	・年金手帳など基礎年金番号がわかる書類 ・離職票（失業中の方）など
免除・猶予が受けられる期間	申請月の2年1ヶ月前から令和5年6月まで

※免除・猶予での年度は7月から翌年6月まで（保険料納付済の月を除きます）。
※任意加入されている方は対象外です。
※学生で国民年金保険料の納付が困難な場合は、「学生納付特例制度」を利用してください。
※出産の際は、「産前産後期間の免除制度」を利用してください。

▶免除・猶予申請することで、次の2つの利点があります

免除の割合に応じて、一定の年金額が保障されます

全額免除の場合、期間中は、保険料を納めなくても年金額の2分の1が保障されます（免除の手続きを行わず、未納の場合は保障されません）。

※納付猶予は年金の受給資格期間には含まれますが年金額には計算されません。

万が一の場合も保障が確保されます

病気や事故で障害が残ったときの障害年金や、主たる生計維持者が亡くなったときに遺族年金を受け取ることができます。



2 保険料の追納について

・ 後から納めることもできます

免除や納付猶予の承認を受けた場合、将来受け取る年金額が少なくなります。10年以内であれば追納（後から保険料を納付すること）ができます。

※免除の承認を受けた期間の翌年度から数えて3年度目以降に追納をする場合は、当時の保険料額に一定額が加算されます。

追納を希望される場合は、日本年金機構富山年金事務所へ相談してください。

■日本年金機構富山年金事務所 ☎441-3926
(自動音声サービス②→②)